

**根抵当権 宅建 H01-05-4 <<#645>>****【問】 正誤をつけよ。**

根抵当権者は、元本の確定後においても、利害関係を有する者の承諾を得て、根抵当権の極度額の変更をすることができる。

**【答え】 正しい****<<ポイント>> 根抵当権の極度額の変更【発展】**

根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。（民法 398 条の 5）

	元本の確定	
	前	後
根抵当権の極度額の変更	○	○

※ 利害関係人の承諾が必要（後順位抵当権者など）